

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
鴨川市	北小町集落	令和元年10月31日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	44.2ha
②話し合いに参加した又は意思表示のあった地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	44.2ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	16.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	16.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	44.2ha
(備考)	

2 対象地区の課題

現在は後継者のいない農家が多数であるため、今後は基盤整備事業を実施し営農効率を良くした上で、農地中間管理機構等を活用して農地を中心経営体に集積していく必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

北小町集落の農地利用は、中心経営体である認定農業法人北小町ファームが担い、農地中間管理機構を通じて農地を引き受け利用することで、地域の農業・農地を守っていく。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	(農)北小町ファーム	水稲、野菜	8.2 ha	水稲、野菜	44.2 ha	地域内
計	1法人		8.2 ha		44.2 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>○農地の貸付け等の意向 地域内の農地は、基盤整備事業完了の令和9年度までに、全て中心経営体に貸付ける事で、概ね意見は一致している。</p>
<p>○基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、北小町集落において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>
<p>○農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落内を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。